

福岡県公報

令和四年七月八日
第三百十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

再掲

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年七月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームライフケア柏原

〃 〃 柏原四―二九―五

を

三 身体障害者支援施設の表中

社会福祉法人福岡コロニー身体障害者入所授産施設福岡コロニー
社会福祉法人福岡コロニー身体障害者福祉工場福岡福祉工場

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一―一―二
〃 〃 緑ヶ浜一―一―二

を

特別養護老人ホームライフケア柏原

〃 〃 柏原四―二九―五

に、

特別養護老人ホーム市崎の杜

〃 〃 市崎一―一五―一

特別養護老人ホームはなつくし

〃 乙金三―一八一―〇

を

特別養護老人ホームはなつくし

〃 乙金三―一八一―〇

メデイカルケア南ヶ丘

〃 大字牛頸一〇三四―六六

に、

特別養護老人ホーム同行園

糟屋郡宇美町障子岳南二―一四―二五

住宅型有料老人ホーム神苑

〃 〃 明神坂一―二―二三

を

特別養護老人ホーム同行園

糟屋郡宇美町貴船一―二―二三

住宅型有料老人ホーム神苑

〃 〃 明神坂一―二―二三

に改める。

ユニット型特別養護老人ホーム同行園

〃 〃 貴船一―二―二三

障害者支援施設福岡コロニー

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一―一―二

に改める。

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年七月八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十二号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人九州観光機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、令和四年六月十五日から適用する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第十四の備考第一項中「第16条の2」を「第16条」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。